

# 地方独立行政法人大阪市博物館機構職種区分規程

制定 平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 65 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下「法人」という。)に勤務する職員(以下、「職員」という。)の職務内容を明らかにし、人事・給与等事務処理の円滑化を図るため職種を区分し、取り扱うために定める。

(職種の区分)

第2条 職員の職種は別表のとおり区分する。

(職種の決定)

第3条 新たに職員となった者については、その職務内容に応じ前項に定めるところにより理事長が職種を決定する。職種を変更する場合も同様とする。

(発令方法)

第4条 職種は、理事長発令とする。ただし、理事長が特に認めた者については、職種の発令を省略することができる。

附 則

(施行期日)

この規程の施行期日は、平成31年4月1日とする。

別表(第2条関係)

職種	職務内容
学芸員(補)	学芸員・学芸員補  (博物館法に規定する博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。)
事務職員	他の職種に属さない一般事務職員
技術職員	他の職種に属さない一般技能職員